

2 以上の会計年度にわたる工事における中間前金払の支払方法について

中間前金払制度については、平成 21 年度 4 月から導入され、部分払との選択性として事務処理を行っております。また、「中間前金払の運用指針」にもあるように、2 以上の会計年度にわたる工事の中には特例が定められているものがあり、次のとおり事務処理を行いますので、よくご理解の上、手続きを行っていただきたいと思います。

1 債務負担行為等にかかる特例

中間前金払を選択した場合でも、「各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く）」に係る当該年度末の出来高に対する部分払について、当該年度の出来高に対して部分払することができる」ことになっていますが、このことについて次のとおり処理を行います。

2 支払順

各年度の出来高予定額の 2 / 1 0 の額が支払額となります。また、特例として認められている年度末の部分払を受けた後、翌年度になって初めて中間前金払の請求をする場合についても、翌年度の出来高予定額の 2 / 1 0 以内の額になります。

(1) 部分払請求時において、中間前払金支払いのための要件（出来高予定額が当該年度に支出できる見込みがある）を既に満たしている場合、中間前金払を選択した工事であるので、まず初年度の出来高予定額に対する中間前払金の支払請求を優先させ、これを支払った後、部分払を行います。

(2) 部分払後、翌年度になって中間前払金支払いのための要件を満たした場合（繰越に係る工事の場合）

中間前払金の請求があった場合は、翌年度の出来高予定額の 2 / 1 0 以内の額を中間前払金として支払います。

3 繰越明許費について

翌年度にわたる契約における中間前払金の請求は、契約締結当初の請負代金額に対する 2 / 1 0 以内の額を中間前払金として支払います。

問い合わせ先
富士吉田市役所
企画管理部 契約課
TEL : 0555-22-1111 (内線 254)